

財形持家融資制度等の内容

1 貸付を受ける勤労者の要件

- ① 継続する1年以上の期間にわたって、財形貯蓄契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行っていること
- ② 借入申込日において、50万円以上の財形貯蓄を有していること
- ③ 借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行っていること

2 各融資制度に係る内容

平成17年10月1日現在

区 分	独 立 行 政 法 人 雇 用 能 力 開 発 機 構		
	① 分 譲 融 資	② 人 転 賃 融 資	③ ①及び②のうち既存住宅
融 資 対 象 者	事業主、事業主団体 日本勤労者住宅協会、福利厚生会社	事業主、事業主団体 福利厚生会社	分 譲 ①に同じ 転 賃 ②に同じ
融資対象住宅 (戸当り床面積)	70㎡(共同住宅40㎡)以上280㎡以下	①に同じ	40㎡以上 280㎡以下
融資対象面積 (戸当り面積)	建物	—————	—————
	土地	融資建物の2倍以内(共同住宅)	—————
敷 地 面 積	—————	—————	1建築物当り100㎡以上
融 資 率	勤労者財産形成持家資金貸付金算定基準により算定して得た建築工事費、特殊工事費及び設計監理費の合計額又は住宅の建設費若しくは購入費の80%のいずれか低い額以内	住宅取得、改良に要する費用の80%以内 (ただし、他の公的融資を併用する場合は所要額の80%相当額から他の公的融資分を控除した額)	②に同じ
融 資 限 度 額	一戸当り4,000万円限度	貯蓄残高の10倍以内で4,000万円限度	分 譲 ①に同じ 転 賃 ②に同じ
利 率	・事業主、事業主団体、福利厚生会社(厚生労働大臣指定のものを除く)年1.54%(5年間固定金利制) ただし、所得1,200万円以下かつ125㎡以下の住宅を取得した中小企業勤労者に係る貸付けについては当初5年間は1件当り710万円まで年1.54% ・日本勤労者住宅協会、厚生労働大臣指定福利厚生会社 年3.00%(当初10年間)(固定金利) (11年目以降3.20%)	・1.54%(710万円以下の金額)(5年間固定金利制) ・1.54%(710万円を超える金額)(5年間固定金利制) 1件あたり710万円まで { 1・2年目は最大2%の利子補給 3～5年目は最大1%の利子補給 中小企業勤労者については、①に同じ	分 譲 ①に同じ 転 賃 ②に同じ ただし、中小企業勤労者については、一定の住宅について②に同じ
償 還 期 間	耐火、高性能準耐火、準耐火 木造(耐久性)、性能耐火(耐久性有) 35年以内	耐火、高性能準耐火、準耐火 木造(耐久性)、性能耐火(耐久性有) 35年以内 改良住宅 20年以内	優良中古マンション 耐久性基準に該当する住宅 35年以内 耐久性基準に該当しない住宅 25年以内 一般中古マンション 耐久性基準に該当する住宅 25年以内 耐久性基準に該当しない住宅 築後20年以内 25年以内 築後20年超 20年以内 優良中古住宅 耐久性基準に該当する住宅 35年以内 耐久性基準に該当しない住宅 25年以内 一般中古住宅 耐火、性能耐火(耐久性有)、高性能準耐火 築後25年以内 25年以内 築後25年超 20年以内 性能耐火(耐久性無)、準耐火、木造 築後20年以内 25年以内 築後20年超 20年以内 * 耐久性基準に該当する住宅は下記のとおりとする。 ①マンション：耐火、性能耐火(耐久性有)、高性能準耐火、1時間準耐火 ②1戸建て等：耐火、性能耐火(耐久性有)、高性能準耐火、準耐火、木造(耐久性)